

(参考資料)

第6期保険料率に算入する保健事業について

1 現 況

- 保険料率の算定に当たっては、医療給付費はもとより、保健事業に要する費用についても算入が認められており、当広域連合では、これまでから健康診査等について国庫補助金を除いた不足額を計上し、特別会計事業として実施してきた。

$$\boxed{\text{事業経費}} - \boxed{\text{国庫補助金}} = \boxed{\text{不足額}} \rightarrow \text{保険料で財源確保}$$

↑元々この補助額が少ないため、不足分は保険料で賄う仕組み

- 一方、健康診査等以外の保健事業については、保険料に影響しない一般会計で実施してきたが、このうち人間ドックの費用助成について、その原資となる国の特別調整交付金が今年度から大幅に見直されることとなり、事業継続に著しく支障が生じる事態となった。

$$\boxed{\text{事業経費}} - \boxed{\text{国特別調整交付金}} = \boxed{\text{不足額}} \rightarrow \text{財源確保必要}$$

↑これまではこの交付額の範囲内で賄ってきたが、今年度から段階的に削減・廃止されるため、広域連合として対応が必要

【参考①：国による人間ドック費用助成（特別調整交付金）の見直し】

- ・ 28年度 交付額約 2 億 400 万円
(基準内：約 4,300 万円 加算分：約 1 億 6,000 万円)
- ・ 29年度 28年度交付額（加算分）の 1/2 を上限 → 約 8,000 万円減
- ・ 30年度 29年度交付額（全体）の 3/4 を上限 → 約 3,100 万円減
- ・ 31年度 " " 2/4 を上限 → "
- ・ 32年度 " " 1/4 を上限 → "
- ・ 33年度 廃止 → "

*国は上記削減とセットで保険者インセンティブ分（特別調整交付金）を充実

- このような国の動向を受けて、昨秋の市町村懇談会にて情報共有・意見交換を行うとともに、緊急アンケートを実施した結果、人間ドックの費用助成の存続を希望する市町村が大多数を占めた。

2 今後の対応（案）

- 人間ドックの推進は疾病の早期発見・治療に寄与し、健康寿命の延伸や医療費の適正化にも資するものであり、高確法第 125 条の趣旨（被保険者の健康の保持増進に係る保険者の努力義務）を踏まえ、前期高齢者からの切れ目ない継続的な取組が必要である。
- また、実際取組を進めている市町村においても、被保険者（受診者）のニーズ等を背景に、引き続き当広域連合からの費用助成を望む声が強く、そのためには安定的な財源確保が不可欠となる。
- このような状況を踏まえ、当広域連合においては、人間ドックの費用助成が府内の全市町村で実施されている点も勘案し、健康診査と同様、助成継続に必要な財源不足額を、平成 30・31 年度（第 6 期）分の保険料に算入することとする。
- ただし、保険料上昇の影響を最小限とするため、平成 30・31 年度における対象者や事業経費の増加分については、当該年度における特別調整交付金（保険者インセンティブ分）により対応する。
- 加えて、健康診断や各種がん検診を効果的に組み合わせる等、人間ドックを一定補完する実施方法等についても、引き続き検討する。

【参考②：第 6 期保険料として確保が必要な額】

	30 年度	31 年度
対象者見込 ※	約 7,600 人	約 7,600 人
事業経費 ※ A	約 2 億 1,600 万円	約 2 億 1,600 万円
国特別調整交付金等 B	約 9,400 万円	約 6,300 万円
保険料算入必要額 A-B	約 1 億 2,200 万円	約 1 億 5,300 万円

※ 増加分は 30・31 年度の保険者インセンティブ加配分により対応予定